

第18回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和3年11月24日（水） 午後1時30分より

会議の場所 久々野支所 1階 多目的室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第29号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第30号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第144号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第145号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第146号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第147号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第148号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第149号 | 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林指定について |
| 日程第11 | 議第150号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第151号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第13 | 議第152号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第14 | 議第153号 | 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について |

日程第15 議第154号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、平井浩成、野尻真人、村上真由美、内木建治、鴻巣明久、舩坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

森田高見、小坂治重、清水直喜、田口康慈、挾間廣一

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、畜産課長：本山秀治、
農地主事：舩坂康博、書記：川田健磨、植杉祐貴、
飛騨農林事務所農業普及課：松田勇一、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第18回高山市農業委員会を開催いたします。
本日は森田委員、小坂委員、清水委員、田口委員、挾間委員より欠席連絡を受けています。
尚、本日の出席委員は、19名中14名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会長

皆さん、ご苦労様でございます。
急に冷え込みまして、今日も位山が真っ白になっていて、冬を感じています。
高山の街中も、観光客が増加しているようです。土、日曜日は車をみると、他県ナンバーが目立っています。
このような状況であとは新型コロナさえ広がらなければ、良い年を迎えられるのではないかと考えています。
酒席の場も徐々に増えていますが、どこの飲食店もコロナ対策を十分とられているようです。
今年もあと1か月少々ですが、皆さんには体には十分気を付けてくれ良い年を迎えて頂きたいです。
本日も、スムーズな進行をお願いしまして挨拶とさせていただきます

ます。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 2番 上堀委員と3番 村上委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第29号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明を願います。

船坂
農地主事

今回は59法人のうち5法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

	<p>以上5件について報告いたします。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 報第30号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、1件の報告です。 (取消す許可の種類と時期、取消理由を説明) 以上 1件の報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第144号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、5件の上程です。</p> <p>議案の前に、前回総会時に小坂委員から質問のありました転用目的の表記について、当初「建設業モデルハウス」と記載していた件につきまして、ご説明いたします。 県農業会議に確認を取ったところ、「モデルハウス」で整理している他自治体もあるため、当市でも同様の表記に変更いたします。 本日、小坂委員は欠席であります。この総会に際して電話で説明し、別途理解を得ております。</p> <p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)</p>

以上、5件 田畑 10筆 7,391.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第145号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、2件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、2件 田畑4筆 370.32 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第146号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい

て を議題とします。
事務局の説明を願います。

植 杉 書 記

今回は、11件の上程です。
当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)
10番の案件については面積規模等から、別途まちづくり条例の手続きが必要。
以上、11件 田 畑23筆 8,433.41㎡についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第147号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植 杉 書 記

今回は、3件の上程です。
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上3件について、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第148号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第149号 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林の指定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、1件の上程です。

当該案件は、飛騨農林事務所より照会があり、農業委員会総会の議決を以て、現況が山林であることを回答いたします。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、現況が山林である旨を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

白 畑 委 員 保安林に指定するのは説明のあった3筆のみか。

植 杉 書 記 3筆だけではなく、このあたり一帯を保安林指定します。指定のために飛騨農林事務所が調査したところ、この3筆が登記上の地目が田畑であったため、当委員会へ照会しています。

白 畑 委 員 説明について、承知した。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林の指定については、申請地が農地ではないことを承認します。

続きまして、日程第11 議第150号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

川 田 書 記 本日は9件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑48筆 32,400.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と

いたします。

続きまして、日程第12 議第151号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

川田書記 本日は10件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田畑23筆 23,171.00 m²について、新規10年の使用及び賃貸借
権を設定するものです。
以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第13 議第152号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明を願います。

川田書記 23件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)
以上、23件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認と
します。

続きまして、日程第14 議第153号 農地法施行規則
第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題
とします。

事務局の説明を願います。

船 坂
農地主事

本日は1件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資
料や取扱基準内の具体的な基準の説明)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確
認を受けています。1番の案件については代表して川上委員より、
現地の状況説明を願います。

川 上
委 員

(現地確認の内容を説明)

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づ
く適用農地の指定について、承認とします。

続きまして、日程第15 議第154号 農地法施行規則
第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

船 坂
農地主事

本日は1件の上程です。
(解除までの経緯や取扱基準を説明)

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議

長

異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第18回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

上堀 昌也 委員

村上 博 委員
